

特別区議会議員講演会(令和6年度第2回)

自治体における

「こどもや若者に関する取組」の推進について

講 演 録

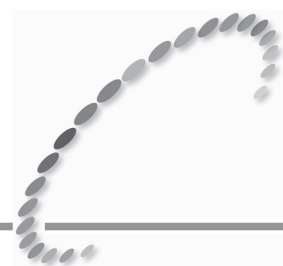
講師：杏林大学客員教授・こども家庭庁参与(前三鷹市長)

清原 慶子 氏

日 時 令和6年11月5日(火)

場 所 東京区政会館 20 階会議室

公益財団法人 特別区協議会



目 次

	頁
講 演 録	1

この講演録は、令和6年11月5日に行われた講演の
内容を集録したものです。

講師挨拶

ご紹介いただきました清原慶子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今日お話ししますのは「自治体における『こどもや若者に関する取組』の推進について」ということで、とりわけ議会の皆様には今後 12 月の議会も控えていることから、ぜひ本日のお話を参考にしていただきまして一般質問等に生かしていただくとともに、常任委員会・特別委員会等の活動にも生かしていただければと思います。

私の自己紹介をこどもとの関係で申し上げますと、2003 年 4 月から 2019 年 4 月まで東京都三鷹市長を 4 期 16 年務めている間に、『こども基本法』はまだ成立しておりませんでしたし、こども家庭庁もなかったわけですが、総体的にこどもを中心とした取組みにも注力してきたということがあります。現在は、2023 年 4 月に発足したこども家庭庁の参与として、主として「自治体と国との連携」について協力させていただいています。そのような立場から今日はお話をさせていただきます。

講演会のテーマと流れ

ご一緒に考えましょう。

こども・若者の頃の自分を覚えていますか。

こども・若者の頃、しあわせだと思ったのはどのような時ですか。

こども・若者の頃、しあわせでなかったと思ったのはどのような時ですか。

現在のこども・若者の視点に立って今のこども・若者のためにおとながすべきこと・できることはなんでしょうか。

今の子育て世帯のために、こども・若者に関わる人々のためにどんな支援が必要でしょうか。

議会として、自治体として、住民として、すべきこと・できることはなんでしょうか。

皆さん、まだ自分は若者であると思っている方はどのくらいいらっしゃいますか。精神的には、「生涯青年」であり、若者であるかもしれません。私たちは常に変わり、育ち、成長することができます。でも、身体的には年齢を重ねるごとに、こども・若者ではなくなっていくわけですが、皆さんには、こども・若者の頃の記憶は確かにあるでしょうか。それと比較するとともに、今のこどもたちを直視して、今のこどもを見つめ、若者を見つめていくということの大切さを、今日感じ取っていただければ幸いです。

本日の構成は 9 項目にいたしました。皆様から質疑を受ける時間も取りたいと思っております、大体 5 番目の項目までお話ししたら、そこで質疑応答あるいは意見表明していただきまして、また後半 6 番目以降を話させていただいて、質疑応答、意見・感想表明をしていただきます。

ただし書ですが、本講演で使用する資料については、こども家庭庁・文部科学省・東京都等の資料を大いに使わせていただいているのですが、私が赤くしたり紫にしたりして強調しております箇所がありますことをご了承いただければと思います。

1 基礎自治体における【二元代表制】の意義

地方自治体における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

基礎自治体における【二元代表制】の意義について確認しましょう。地方自治体における地方議会の役割、議員の職務等の明確化をご覧いただきたいと思います。

令和5年4月26日、『地方自治法改正案』が参議院本会議で可決・成立し、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されたのです。市議会議長会、都道府県議会議長会、町村議会議長会が運動をしたこともあり、『地方自治法』が改正されたのです。

ご存じとは思いますが、法改正後の第八十九条を見てください。従来は「普通地方公共団体に議会を置く」という記載だけだったところ、それ以外についても書かれました。議会を置くだけではなく、「普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する」と。従来は第1項の「議会を置く」という記載だけでしたが、こうして議会の機能が法律に明記されました。このような記載は今まではなかったのかと、かねてから議員をお務めの方は思われるかもしれません。でも、皆様の実践のおかげもあって法改正になったのです。

第3項に、「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」とあります。これは当たり前のことかもしれませんが、『地方自治法』に明記されたということは、改めて議会の皆様がまさに住民の地方議会への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会を実現する契機になったということです。

事例：『三鷹市自治基本条例』の制定経過

私は、2003年4月、市長に就任してからすぐに『三鷹市自治基本条例』の制定について取り組み始めました。というのは、1999年から2年間、市民公募による「みたか市民プラン21会議」という全員公募組織で共同代表を務めまして、当時の市長（私の直前の市長）に『自治基本条例』を制定してほしいと提案をしました。提案をした条例について、自分でまさかの市長になって、これを実現することになったというわけです。

区議会議員の皆さんのほとんどは、議員になることについては、ご自身で十分に時間をかけて決意されてなられたと思うのですけれども、私はほとんどの皆様と違って、全く突然に決意して市長を務めることになったのです。ずっと市民として、活動していたと思っていたのですが、私の前の市長や市民の皆様は勧められて、思いがけず市長にさせていただいたのです。そこで、市民としてお仲間と直前の市長に提案してきた『自治基本条例』の制定を市長として実行しようということで、要綱案、検討試案そして条例案という、比較的多くの段階を踏んで進めました。

その前文に、「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とする」とあります。こういう前文のある『三鷹市自治基本条例』の制定時には、議会に特別委員会を設置していただきました。

その中で特徴的なのは、「市民」は「在住、在勤、在学」に加えて「在活动者」、すなわち住んではいないけれども三鷹市でボランティア活動とか、子育ての活動、高齢者の活動、防犯活動などをしてくださる方も「市民」と定義したということです。また、「市議会」の規定を、このたびの『地方自治法』改正の前に、条例では書かせていただいています。議会について、皆様の区の条例に明確に書いてある区はどのくらいありますか。手を挙げてみてください。

『自治基本条例』に議会についても、書いてありますよね、遠慮なく手を挙げてください。

たとえば、『三鷹市自治基本条例』には、市議会の役割としてこのように書かれました。「第7条 市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。」と。

新米市長の私はこの条文に圧倒されました。市議会の役割は「監視とけん制」です。首長に対して「監視する・けん制する」との明記です。なぜなら市議会も市民代表だからです。市長だけが市民の選挙によって選ばれているのではない。ここが国と違いますよね。国の内閣総理大臣は基本的には国会議員さんですよ。でも、区議会議員さんが区長を兼務しているわけではない。全く別の選挙で選ばれているから、議員は国以上の厳格さで「監視とけん制」を行う。でも、新米市長はこれは「民主主義」として大事だと思いつつ、「ああ、そういう存在が市議会なのだ」と改めて襟を正して背筋を伸ばしたわけです。いい意味で議会は首長にとって怖い存在です。なぜなら、市民代表のもう一方だからです。

同時に、「市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に

努めなければならない。」「市議会は、市議会の持つ機能を最大限に発揮して活動するものとする。」、そして、「市議会は、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。」とも規定されています。

私はこの【二元代表制】の意義を理解して、市長4期16年を務めた者として、今日は区議会議員の皆様にお話をさせていただきます。首長の立場だけではなくて、議会の皆様の責任の大きさを痛感しながら、今日はお話ししたいと思っています。

【二元代表制】（首長と議会の関係）

すなわち、【二元代表制】への注目です。首長と議会の関係は、執行機関と議会で議案の提出権はありますが、それに議会が議決・検査しなければ、条例も予算も決算も認められないことになるわけです。ですから、絶対に首長だけがいいようにはできない。よく与党・野党と市区町村の議会でも言ったりしますが、言わばオール野党ですよ。厳しいのです。でも、もちろん理解したら、どの会派にかかわらず賛成をしていただけるし、そうしていただかなければ何事も進まない。なぜなら、いずれも住民による直接選挙で選ばれるからです。相互にそれぞれの立場が、明確に市民意思・住民意思を反映しているからです。

自治体行政の基本理念としての「協働」

自治体において重要な概念の1つが「協働」です。「協働」とは「多様なグループ・団体と市が自治に関わる地域の目標を共有し、それぞれの役割分担を明確にし、対等な立場で相互協力をしながら、それぞれの特性を最大限発揮し、その実現のために共に汗をかき、さらには評価や改善も共に行っていくこと」です。ですから、「協働」であれば何でもいい、正しいわけではないのです。やはり、そこには「批判、評価」というものを受けなければならない。「協働」とはきれいな言葉なので、「協働」、「協働」と言っていれば済むかという、とんでもない話です。「悪しき協働」に陥らないように、市議会、区議会、町村議会の議員さんは、首長と市民・関係団体の「協働」を、いい意味で監視してけん制していかなければならない。

「協働」は目標を一致させ、相互理解し、自主性を尊重し、対等です。市と協働している場合、市が上ではない、対等です。相互に自立していて、情報公開をしなければいけないし、検証・評価もお互いさまです。

そこで、私の場合は、「民学産公官の協働」と当初申しておりましたが、後半、『地方創生法』の施行などがありまして、金融機関・労働団体・言論機関・弁護士等の士業の皆様との協働も含めま

したので、「民学産公官金労言士の協働」を進めてまいりました。

首長と議会の【二元代表制】による自治体における「協働」の意義

首長と議会の【二元代表制】による自治体における「協働」の意義を考える時、「民学産公官の協働」による、例えば「こどもまんなかまちづくり」を進めるためには、【二元代表制】における議会と首長部局・教育委員会と、こども・若者を含む住民・各種団体との目標の共有と、地域の実情に適合的な創意工夫による取組みが不可欠です。

だから、あの区がやっているからこの区がそのとおりできるか、しなくてはいけないかということそうではありません。地域の実情に精通した区議会議員の皆さんは、あの区がやっているから右から左に、この区でも同じようにするようと言うのではなくて、あの区ではこういうプロセスで成功しているけれども、我が区ではこういう実情があるからこういう工夫が必要なのではないか、配慮が必要なのではないかというのを遠慮なく提案してください。お願いします。

国の議院内閣制と異なる自治体における【二元代表制】は、まさに基礎自治体を代表するのは市区町村長と市区町村議会の議長なのです。必ず、区長だけではなくて、議長が区を代表しています。市長経験者ですから資料には「市長・市議会」と書いてしまっています。すみません。

「市区町村と市区町村議会の緊張と協調」が区政の安定に不可欠です。各種条例、憲章等を含む行政の重要な理念・方針等には議会の議決が不可欠です。しかも、議会の提案条例もありますし、常任委員会・特別委員会等での審議が政策に大いに貢献します。

2 少子化とこどもをめぐる現状

そこで、今日のテーマは「こどもや若者に関する取組」ですので、「少子化とこどもをめぐる現状」をざっと見ます。皆様、おなじみのことばかりだと思いますのでざっと見ますね。

少子化・児童のいない世帯の増加

「出生数、合計特殊出生率」から見ると、2022年は最少の出生数で、最低の合計特殊出生率 1.26 でございます。実は、1989 年（平成元年）、合計特殊出生率が 1.57 になって、これは「1.57 ショック」と言われていますが、今は 1.26 です。奇しくも、私は平成元年に次女を産みましたが産んでよかったなと思います。1.57 ショックを少しでもくい止めたかもしれませんが、今では、さらにこのぐらい減少しているのです。

そして、日本の世帯構造から見ると、「世帯の少人数化・核家族化が定着」しているわけです。少

子化とともに、世帯の人数が減っているから世帯数は増えているのです。皆さん、5人きょうだいの方はいらっしゃいますか。ありがとうございます。ご両親によろしくお伝えください。4人きょうだいの方はいらっしゃいますか。これもご両親に本当に感謝してください。そして、息子さん・娘さんのお一人が区議会議員をされているということで本当に誇りだと思います。3人くらいになるとかなり手が挙がりますでしょうか。そうですね。2人はいかがでしょうか。かなりです。そして、私は実は一人っ子。一人っ子の方はいらっしゃいますか。当時は問題児扱いされませんでしたか。大丈夫でしたか。私はそうでしたよ。この子は大丈夫かとね。大丈夫になりました。お互いよく成長しました。ありがとうございます。

そして、「児童の有無と児童のいる世帯の年次推移」から見ますと、今、「こどものいない世帯」が圧倒的に増えているのです。見てください、この資料を。

そして、全世帯の3分の2が「共働き」でございます。もう共働きが当たり前なのです。だから、今、「共働き・共育て」というのは一般化されています。そういう意味では、私たちは女性も男性も働きながら子どもを産み、育てることが一般化しているということを受け入れる必要があります。

増加するいじめ・暴力行為・不登校・自殺

「いじめ」の数の表でございます。「いじめの認知件数」はコロナ禍を経て、右肩上がりでございます。これは補足しなければいけません。学校の先生が隠さなくなり、兆候があれば「いじめ」として把握するようになったということもあります。国会議員の皆様や自治体議員の皆様からも、ちゃんと現実を直視するようというお声が上がってきたということもあって、調査が形式ではなくて、しっかり把握するようになったから増えているという点もありますが、実際に増えていると言えます。ただ、「いじめの解消」についても最大限努力はされているけれども、これは教育委員会や学校だけの課題でしょうか。

「暴力行為」もコロナ禍を経て増加傾向です。皆さん、どうしてこんなに子どもたちの暴力行為が増えるのでしょうか。小学校でも中学校でも高校でも児童・生徒間の暴力が増加している。子どもたちがいらしているのでしょうか。あるいは感情を制御できないのでしょうか。この問題で後遺症が出ている事例もあります。

しかも、小・中学校における「不登校」は、毎年の調査でこれだけ増えているわけでございます。小学校1年・2年・3年・4年・5年・6年と、年齢が上がるごとに増えていますが年度が近づくにつれて「不登校」が増えている。

そして、「高等学校における長期欠席」も増加傾向です。病気や経済的理由等が理由として挙げられています。

そして、「児童生徒の自殺」も増加傾向であり、これも深刻です。小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は令和4年ですが411人。だんだん自殺が増えています。貴い命が自殺によって失われています。関連して、「青少年のインターネットの日常的利用」が増加しています。

こどもの自己認識を向上させるには

ただ、ここで詳しく見てみますと、内閣府の調査ですが、「自然体験活動」をしている人ほど、自己肯定感、自律性、協調性、積極性などの非認知能力が高くなるという傾向があるのです。「自然体験」をしていると、自己肯定感も、自律性も、協調性も、積極性も高い傾向にあります。

ところが統計を取ると「自然体験」に関する行事に参加したこどもの割合は減少傾向です。皆さんの区では「自然体験」の事業が減っていませんか。そもそも、自然が減っているということがあるかもしれませんけれども、姉妹都市等に行き交うことでもいいのです。「自然体験」はこれだけ効果があるのに「自然体験」が減っています。

また、「居場所」の数が多いほうが自己認識も高い傾向にあります。つまり、学校、家庭以外に児童館だとか、コミュニティセンターだとか、こども会だとか、あるいはサッカー教室でもバレーボール教室でもいいのですが、そういう「居場所」の多いこどものほうが、自己肯定感、チャレンジ精神、今の充実感、将来への希望、社会貢献意欲が高いというデータがあります。

居場所が多くて自然体験があることがこどもを前向きにさせていると。大人もそうではありませんか。議会にしか居場所がない方っていらっしゃいませんよね。あちこち居場所があるでしょう。皆様充実していますよね。前向きになれるですよ。こどもたちもそうだということです。

3 【こども家庭庁】の設立と【こども基本法】

こども家庭庁の設立

2023年4月1日、こども家庭庁が設立されて、『こども基本法』が施行されました。

こども家庭庁の設立というのは、令和3年（2021年）3月に、「Children First の子ども行政のあり方勉強会」がこども庁創設を提言し、『『こども・若者』輝く未来創造本部（本部長：自民党二階俊博幹事長）』が『こどもまんなか改革の実現に向けた緊急決議』を取りまとめて、こども庁の創設を提案して、その年の6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2021』（骨太方針）の中に、こうした機能を有する行政組織の創設がうたわれ、9月に「こども政策の推

進に係る有識者会議」が開催されました。

実はその会議で、私は市長経験者としてヒアリングを受けたのです。実は、こども・子育て関係者を主として集めた有識者会議には自治体関係者の委員がゼロだったのです。自治体が最前線なのに自治体の委員がいないことから、「清原さん、市長退任後だけでもぜひ市長経験からの話をしてほしい」ということで協力をしました。

そして、このような取組が進みまして、12月には「こども家庭庁設置法案等準備室」が設立されることになりました。そして、翌年、『こども基本法案』が国会に提出されて、『こども家庭庁設置法案』も提出されました。そして、2022年6月のことですが、突然、参議院の内閣委員会から連絡がありまして、私は参考人として招致をされました。そのとき、同時に招致されたのが前明石市長の泉房穂さんでございまして、前市長と現市長を呼ぶ参議院内閣委員会というのは、まさに基礎自治体がこども・子育て政策の最前線だと思っていただいたのではないかと思います。私は資料に示しましたような内容を説明いたしまして、6月15日に法律が成立され、そして、内閣官房の「こども家庭庁設立準備室」の政策参与になりました。そして、2023年の4月に設立された【こども家庭庁】の参与を務めているということでございます。

【こども基本法】の基本理念

さて、【こども基本法】というのは議員立法でございます。「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する」という目的の下に、基本理念が規定されています。私はこの【こども基本法】の基本理念が本当に意味があると思っております、ここは全部読みたいと思います。①を読んでいただけますでしょうか。

【参加者1】 「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」。

【清原氏】 これは基本的に大事なことですよね。

②を読んでください。

【参加者2】 「全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」。

【清原氏】 何で、私が「愛され」の部分を書き加えているのかお分かりになりますか。

いかがですか。「愛され」というのを法律で見たことがありますか。

【参加者3】 ないですね。

【清原氏】 ないですね。「愛」という言葉を法律で読んだことがある方はいらっしゃいますか。

こども基本法に、第2項に「愛され保護され」とあるのは有意義ですね。

③を読んでいただいてよろしいでしょうか。

【参加者4】 「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」。

【清原氏】 この中で、心に残るのはどんな箇所だと思いですか。

【参加者5】 「多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」。

【清原氏】 ありがとうございます。そうですね。

この部分は、「意見表明の保障」が重要とよく言われるのですが、「多様な社会活動に参画する機会が確保」ということまでアンダーラインを引いていただくとありがたいですね。

④はいかがでしょう。

【参加者6】 「全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」。

【清原氏】 「最善の利益が優先して考慮されること」が大事ですね。

では、⑤を読んでください。

【参加者7】 「こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保」。

【清原氏】 ありがとうございました。

というわけで、第一義的には家庭だけでも、「困難なこどもの養育環境も確保しましょう」と、そうになっているわけです。

そして、最後でございます。

⑥を読んでください。

【参加者8】 「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備」。

【清原氏】 これ、なぜ私がここをピンクに染めたと思いですか。

【参加者9】 先ほどの、「愛され」というところみたいに、法律だと割と表現が堅苦しいとか冷たいというところがあるのですが、もうちょっと柔らかくというか、そういうニュアンスを込めたという思いがあったから。

【清原氏】 皆さん、法律に「夢」という文字を発見いたしましたよ。【こども基本法】には「愛」と「夢」がございますよ。実質的に人間は愛と夢で生かされている部分がありますよね。議員立法の特徴は、こういうところにまさに表れていると気づきますでしょう。だから、私は心に残るようにあえて皆様に読んでいただきました。私が読んだのでは素通りの感じがございまして。

そこで、こういう法律の下に、私たちは今、こども・若者政策を、最前線の区政はじめ自治体で担うということになっていることを確認していただければ幸いです。

【こども家庭庁】の基本姿勢

【こども家庭庁】はこのような構成になっています。

【こども家庭庁】の基本姿勢というのは1つ目、「こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案」。2番目に「地方自治体との連携強化」が明確に示されています。3番目に「様々な民間団体とのネットワークの強化」とあります。これは優先順位の順番ではなくて、この三つを大事にしてこども家庭庁は政策を進めていくということになります。

こども家庭庁の組織は、長官官房、成育局、支援局で構成されています。

こども政策に係る国と自治体の連携の意義と必要性

こども政策に係る国と自治体の連携の意義と必要性については、2022年の6月に、当時の野田聖子こども政策担当大臣が全ての自治体首長に、「全国の地方自治体首長の皆様へ」ということでこのようなメッセージを発せられています。異例のことですね、全ての首長さんに。だから、本当は首長さんから区議会の議長さんにこれが届くとよかったのですが、必ずしもそうっていないかもしれませんが、国と自治体が連携しなければこども政策は進まないということです。

このメッセージの真ん中の辺りに、「私は、こども政策の推進については、国と地方自治体が車の両輪となり、現状と課題を共有し、それぞれの役割を十全に果たしていく必要があると思います」とあります。このことを明確に当時の野田大臣は自治体に向けて示され、この方針は歴代大臣に継承されています。

4 【こども大綱】と【自治体こども計画】

【こども基本法】に規定される地方自治体の責務

そして、4番目、【こども大綱】と【自治体こども計画】です。

【こども基本法】の中に、責務の中で重要なものとして、『年次報告』と【こども大綱】の策定と

というのが【こども家庭庁】の責務となっています。【こども家庭庁】で【こども大綱】を策定するのは、内閣総理大臣を会長とする「こども政策推進会議」であって、「こども家庭審議会」がそれを支えるということになっています。

実は、【こども家庭庁】はどこに所属する新しい役所かというと内閣府なのです。内閣府の附属機関として【こども家庭庁】があるのです。内閣府の代表は誰かというと内閣総理大臣なのです。内閣総理大臣の直轄のところで【こども大綱】を決めるということになっていまして、2023 年の 12 月にそれが決まったのですが、その前に確認したいのは、【こども基本法】第 5 条に「地方公共団体の責務」が書かれていることなのです。「地方公共団体は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

そして、第 10 条には、努力義務として、「都道府県こども計画、市町村こども政策の策定」が規定されています。区が隠れていますけれども、区と市は一体ですからね。「市区町村は国のこども大綱と都道府県のこども計画を勘案して、こども計画を定めるよう努めるものとする」ということです。

ここまでは努力義務なのですけれども、第 11 条には「こども等の意見の反映」とありますでしょう。これは、【こども基本法】の第 3 条の理念のところに、「こどもに関することについてはこどもの意見を聞くこと、そして社会参加活動を保障する」とありましたように、ここに「地方公共団体はこども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とあって、ここからです。資料の※印をお読みいただいてよろしいでしょうか。

【参加者 10】 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される。

【清原氏】 ありがとうございます。

すなわち、意識的に「議会」を大きく書いておりますけれども、※印は国の見解なのです。「議会や執行機関」と議会が先に書いてあります。議会も、こども・若者の声を反映するということは義務なのです。そして、関係団体というのは努力義務です。

いずれにしても、東京都が実は 2023 年度、こどもの基本計画というのをつくっております。今年、国のこども大綱を反映して、区としてこども計画をつくっているところもありますが、これからつくるところもありますが、そのときにこどもの意見を聞くプロセスが義務になっているという

ことを気づいていただければと思います。そして、これまでも議会においても、「こども議会」をされているところもおありになると思います。これからも、例えば、委員会にゲストにこどもに参考人として来てもらってこどもの意見を聞くとか、そういうことも大いにあり得るということでございます。

【こども大綱】と【こどもの居場所づくりに関する指針】

【こども大綱】は、ここにありますように、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福『ウェルビーイング』な生活を送ることができる社会」というふうにこの目標を掲げています。

そして、「ライフステージを通じた重要事項とライフステージ別の重要事項」について、【こども大綱】は「大綱」とはいえ、かなり詳細に書かれています。

さらに、実は2023年12月22日、この【こども大綱】と同時に【こどもの居場所づくりに関する指針】というのも閣議決定されたのです。閣議決定というのは、国の決断として重い決断ですね。これはまさに内閣総理大臣を中心とした大臣が総意を持って決定したものに【こどもの居場所づくりに関する指針】というのがあるのです。「こどもの居場所」とは、「こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所」となる。「物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態を取る」、とされています。

「居場所」というのは、「こども・若者本人が決めるものである一方、居場所づくりは第三者が中心として行うものであるため、両者には隔たりが生じることもある。本指針では心身の発達の過程にある『こども』を対象とする『居場所づくり』について、ぜひこどもの参加を促しながら取り組んでいきましょう」とされています。

ということで、「こどもの声を聞き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」、そして、こどもの権利を保護し、行政サービスのみでこどもの居場所をつくるのではなくて、官民連携で「ふやす」、「つなぐ」、「みがく」、「ふりかえる」といったことを提案しました。民間企業が社会貢献としていろいろな取り組みをしていますね、こども向けのものも。そういう取り組みと大いに連携していきましょうということも言っています。

「こどもの居場所づくり」については、地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築し、福祉部門と教育部門との連携が重要であると指針には書かれています。こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められています。ともすると、こども計画は保育園とか、こども園とか、あるいは児童相談所とかが主になるのですが、こどもの居場所」というのもこどもの育ちには重要だということが明記された

ことになります。

【幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン】

併せて、副題が【はじめの 100 か月の育ちビジョン】というのですけれども、【幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン】というのも閣議決定されました。「はじめの 100 か月」というのは、おおよそ小学 1 年生までの期間です。小児科医会であるとか、助産師会とか、看護師会とか、日本医師会とか、そういう専門家の皆様との研究の中でも、実は「はじめの 100 か月」というのがこどもの中で特に豊かな遊びの体験を通して、体と、心と、環境・社会とのバランスを取っていく上で、親子関係を確保していく上で、他者との関係、友達との関係などを確保していく上で、大事な時期ではないかということが言われています。

そこで、このように【自治体こども計画】を策定するために、一つのヒントとして国も自らの責務として、今年の 5 月 31 日に『こどもまんなか実行計画 2024』というのを国の計画としてつくっています。これはご参考にしていただければと思います。

5 こどもの【ウェルビーイング】と【こども・若者の意見表明機会の保障】

こどもの【ウェルビーイング】

5 点目に、こどもの【ウェルビーイング】と、【こども・若者の意見表明機会の保障】ということについてお話しします。

実は、こども政策の中で、【こども家庭庁】の設立を提案している、閣議決定された『こども政策の新たな推進体制に関する基本方針』における「今後のこども政策の基本理念」の中にも、「全てのこどもの健やかな成長、『Well-being』が明記されました。

また、私も文部科学省中央教育審議会の委員として、2023 年 6 月に閣議決定された『第 4 期教育振興基本計画』を検討する分科会の副分科会長として議論したのですけれども、『教育振興基本計画』というのは主として教育委員会がつくる計画ですが、2040 年以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」に加えて、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」、すなわち「身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」がキーワードとして示されました。「ウェルビーイング」というのは、「身体的・精神的・社会的に良い状態であること」とされています。そして、特に「日本発のウェルビーイング」というのは、自己肯定感や自己実現などの「獲得的な要素」とどまらず、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの「協調的な要素」とのバランスを取り入れ

た日本社会に根差した「調和と協調」に基づく「ウェルビーイング」が重要であるということが言われています。

こどもたちは主として昼間は学校におりますので、教育活動全体を通じて「ウェルビーイング」を果たしていきたいと思いますと言われているのですが、実は、私は文部科学省中央教育審議会の生涯学習分科会にも属しておりまして、分科会長として前期には「全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向けて」という副題を付けた報告書をまとめたぐらいでございます。「ウェルビーイング」というのは、こどもだけではなくて、こどもとともに大人にとっても大変重要なキーワードになっています。個人の自己実現等に着目するだけではなくて、他者や置かれている場に着目する自己と他者との相互の関係性が、実は幸せには影響するということも重要です。

今日、本当に皆様、議会活動がお忙しい中、この講演会にもご参加いただいたのですが、議会活動はもちろん一人でもできると思うのですが、お仲間と一緒に連携をしていくことで、一つの気づきが大きなきづきとなって議会の中で重要なテーマになるという経験をされた方が少なからずいらっしゃると思うのですね。やはり、日本社会の中では、一人の自己実現だけではなくて他者と連携をしながら環境を変えていく、良くしていく、そのことが極めて大事であるということです。

こどもの意見表明と社会的活動への参画

そうであるならば、【こども基本法】には、先ほど読んでいただきましたように、「全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」について記載されていますが、その後が大事なのです。先ほど、この中で気になるフレーズありませんかとお聞きしましたら、議員さんが「多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と言ってくださいました。本当にありがたかったですね。

「こども・若者の意見表明権」を特に重視する報道等がありますが、大事なのは、提案をして終わりではないですよ。提案をしたらそのことを一緒になって、例えば、こどもの居場所が欲しいというのだったら、欲しいというだけではなくて、一緒になってつくろうということが大事ではないですか。こどもたちは受け身であるだけではなく、こどもたちも一緒になって関わっていくということが大切です。

三鷹市長在任中の取組事例

私が市長在任中に実践した事例についてお話しします。

私が市長時代は、まだ【こども基本法】は制定されていませんでしたが、こどもの声を聴かないといけないという想いで、1期目に、『こども憲章』を策定する時に、児童生徒の声を反映するために「こどもサミット」を開催しました。市長と教育長とが一緒に、市内公立小・中学校の代表との対話を行い、その提案を憲章の内容に反映しましたし、幅広い対象へのアンケートももちろんしました。

また、小学校の校舎、中学校体育館の建て替え時に、児童・生徒の意見を最優先で聞きました。もちろん、教員や保護者や地域の方の意見も聞きましたが、学校や体育館を使用するこどもたちの発想がありがたいとその提案を受けて、太陽光発電を設置し、その後のこどもたちの節電・省エネ活動に結びつけました。

また、「市長と語り合う会」という10人程度の公募市民との対話をしておりまして、最年少は幼稚園の年長児と語り合いました。また、小学生、中学生、高校生、新成人、妊娠中の女性、単身男性、単身女性、育児休業中の男性、孫を育てている祖父母など、いろいろな市民の意見を聞いて、これを様々な施策に反映しました。

ここで、こどもたちの意見の中で、こういうのがありました。ある児童が、「清原市長、お父さんもお母さんも忙しくて、全然僕の話聞いてくれないんだよ。本当に寂しいんだ」と一巡目言っていたのですよ。それは、「自分たちのためにおとなにしてほしいこと」という問いかけに対して聞いたときです。一巡して、「今度はこどもが困っていることを改善するためにどうしたらいいですか」ということで聞いてみましたら、先ほどの発言をした児童がはっきりこう言いました。

「さっき、お父さん、お母さんが忙しいから話を聞いてくれないんだって言っちゃったんだけど、僕、反省しています。」

「どうしたの。」

「だって、お父さんとお母さんが忙しいのは分かっているんだから、お父さんとお母さんの前に行って、もっともっとねえねえ聞いて、こうなんだよ、ああなんだよって、忙しいって言わないで僕の話も聞いてって、ちゃんと目を見て言えばよかったんだ。おとなもこどももお互いに忙しいんだから」と。

要するに、最初は「おとなにこうしてほしい」と言っていたのですが、二巡目になったら、「ああ、自分がやればいいのだ」と言ってくれた。それがとても印象的でした。

私は、小学1年生と語り合いました。中学1年生とも語り合いました。妊婦さんと語り合いまし

た。年長児とも語り合いました。年長児が市長と何を話すのかと思うでしょう。結構いろいろ話してくれるのですよ。皆さんは区議会で、まさかいきなり年長児の声を聞くというのはやりにくいかもしれませんけれども、ぜひ幼児の声を聞く機会もだんだんにつくっていただければと思います。

独身男性と語り合う会では苦情が多かったですね。なぜなら、税金だけ納めて配偶者控除もないし、行政サービスで何をしてくれるのだと。子育て中の人と高齢者ばかりが行政サービスの対象だと言われて、耳が痛かったですね。でも、そのために図書館の夜間開館やビジネス・起業等の蔵書を充実させたり、総合スポーツセンターを整備したり、いろいろ努力させていただきました。

新米パパ、育休経験パパを公募したときは、信じられないくらい多数の方が集まりました。もう体験を話したくてしょうがないというお父さんといっぱい話をしました。妊娠中の女性とも語り合いました。

教育委員会では「こども熟議」、「おとなとこどもの熟議」をしました。無作為抽出で審議会等への参加を依頼する市民について18歳以上の市民を対象にお願いしました。「みたかまちづくりディスカッション」という市民討議会でも、18歳・19歳の若者も参加してくれましたし、審議会の委員も引き受けてくれて、環境審議会や都市計画審議会等の市民枠で、十代の若者が委員を務めてくれました。これはよかったというふうに思います。

「みたかまちづくりディスカッション」は、無作為抽出で参加をお願いして集まっていたいて、事前に知識・情報を共有した後で意見交換をして政策提案をしていただく市民討議会です。最後の手挙げアンケートでこういう会を続けた方がいい人と尋ねるとほぼ全員の手が挙がりますね。次回やったら参加してくれる人と言ったらちょっと手は下がりますけれどもとても人気があった「まちづくりディスカッション」でした。初対面の人だけでこんなに話し合えるから不思議ですね。

というわけで、こども家庭庁も「こども・若者の意見反映の仕組みづくり」を行っていますので、参考にしていただければと思います。

〔質疑応答（前半）〕

以上、5番目まで終わりました、ここでこれまでのお話でご質問とか意見表明、感想がありましたらお受けしたいと思います。

これまでのお話の中で。質問だけでなくいいです、感想とか、我が区ではこういうことやっているんで参考にしてほしいという情報提供をいただくとありがたいです。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【質問者 1（参加者 10）】

自分が読んだところの、教育委員会というところが出てきたのですけれども、きっと教育委員会と闘ったのではないかと思うのですけれども、その辺りどうでしたか。

【清原氏】

私の個人的な経験で申し上げますと、全然教育委員会は闘う相手ではありませんでした。というのは、私が 1 期目の 2003 年に市長に立候補するときの、マニフェストの一つが「小中一貫教育」ということだったのです。

実は、私自身は、公立の小・中学校に行っておりませんで、高校は都立高校へ行ったのですけれども、小学校・中学校は親の考えで一人っ子だったので私立に通っておりました。高校まであったのですが高校は都立に挑戦しました。私立学校というのは教育理念や建学の精神があって取り組んでいて、小学校・中学校が連携していて、カリキュラムや教員の取組みに一貫性があるのですね。

でも、公立学校は中学 1 年生の不登校がとても多いということを発見しまして、これはまずいと思ひまして、「小中一貫教育」をマニフェストにしたのですね。ですから、当選直後から教育委員会と熱心に話し合いました。教育委員会を尊重してカリキュラムをつくっていただいたりしました。2003 年 4 月末に市長になって翌年の 2004 年の 3 月に、初の小中一貫教育の取組の説明会を第二中学校の体育館で開催しましたら、500 名くらい保護者・地域住民が集まりまして、ほぼ全員が小中一貫教育に反対でした。そんな無理なことをしないでくれとの反応でした。こどもに負担がかかる、地域が困ると。私が「コミュニティ・スクール」の取組をしながら、地域の皆様にも助けていただきながらやりたいと申しましたが、反発が強かったです。そこで、私は立ち止まろうとしました。本当に新米市長が無謀なことをしたなと思って。

そのときの教育長と話し合ひまして、ちょっと時間をかけたいと思うということで、翌 4 月の新年度から意見交換会というのを、教員、保護者、そして地域の皆様と始めていただきました。前向きだったので、圧力も何も、教育委員会は決して嫌がらなかったのです。教育委員会は、やはり「小中一貫」にしたほうがいいと思っていただいていた。そこで、新たに校長経験者の教育長にも就任していただきながら、一緒になって取組み、1 期目の最後の年、4 年目の 2006 年 4 月に最初の「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」モデル校をスタートすることができたのです。立ち止まってよかったなと思っているのです。

その後は、「コミュニティ・スクール」はよさそうだということになって、7 つの中学校区のあとの 6 つの中学校区が今度は私たちのところで取組みたいという気運が高まりました。当初、教員は多少負荷がかかるかなという感じだったのですけれども、市民の人や保護者の人が盛り上げてくれ

まして、結果、2期目に7つの中学校区の全部で、「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育」をスタートできました。

今、ご指摘あったように、一般的には首長部局と教育委員会の連携はなかなか難しいので、大切な問題提起をいただきました。この次にそのテーマを話させていただこうかと思っております。三鷹市の例は、円満にいったのですが、難しいところがあることはよく承知しているところですので、その辺も話させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。

【質問者2】

幼児期までのこどもの育ち、私も100か月というのは非常に大切だと思っています。その中で、「愛着」ということも書いてありますが、私は情緒教育が非常に大切だと思っています。分かりやすく言うと、喜怒哀楽を学べるような教育、それができるのかなということが見えていて懐疑的でした。

同時に、「ウェルビーイング」ですか。非常に最近よく聞く言葉で、全体的によい状態と言っているのですが何をもってよい状態なのか。いつも「ウェルビーイング」という言葉を聞くと分からないのですよね。それを教えていただきたいと思います。

【清原氏】

今、情緒的な心がとても大事とおっしゃったので、そのことも含めて1番目の質問については後半で説明を付加しますね。

「ウェルビーイング」については、ご指摘のように、なぜ英語で日本語にならないのかということから分かりにくいのですが、国際的に「ウェルビーイング」というのが注目された理由というのは、量的尺度で計れる行政サービスの満足度だけではなく、国民・住民の精神的な満足度、その人が暮らしやすい、生きやすい、心地よいと感じる質的なところをきちんと行政の中で保障し、できれば把握していきましょうという国際的な潮流があります。したがって、あえて「幸せ」とかと訳さないで、OECD諸国と一緒に「ウェルビーイング」という言葉を日本国も使い続けているのですが、実はそれを計るのは容易ではありません。

また、今までの国際比較で、あなたは自分に自信がありますかとか、いろいろなことをやっていくことに希望を持っていますかとか、そういう調査をしても、大体日本の子どもたち、大人も含めて低くなるのですね。そうすると国際的に見て、よほど日本人は「ウェルビーイング」度が低いみたいな表面的な解釈をされることになるのです。

そこで、実は私は総務省の統計委員会の委員をしているのですが、昨年度、「ウェルビーイング」

をどのように測定することができるかという調査・研究をして、例えば、兵庫県なども前の知事さんのときから約 20 年にわたって県民のいわゆる幸福度調査というのをしていたり、あるいは東京ではあまり注目されていないのですが、「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」のモデル事業をしているところは、「ウェルビーイング」を「デジタル田園都市国家構想」の目標に置いていたりして、そのために「主観的ウェルビーイング指標」ということで、いろいろな住民の満足度のアンケート調査をしているのです。

兵庫県加古川市であるとか、取り組んでいる自治体にも私は実際に調査に行って調べさせていただいて、まだまだ調査手法については発展途上だなどと思っておりましたら、今年度、また総務省で予算を獲得して「主観的ウェルビーイング指標」について調査・研究を深化しています。できれば国だけではなくて市区町村、都道府県にその手法などを共有して、よく「ウェルビーイング」と言われるけれども、それを客観的に住民の行政評価とか行政サービスの評価に使えるように進めて行くというような段階です。

ですから、ご指摘のように把握はしにくいのですが、例えば、「この講演会に何人参加しました」というのが今までの行政の統計では優位だったのですが、何人参加してその構成がどういう構成で、例えば 1 期目の議員さんと 2 期目の議員さんと 3 期目の議員さんでは同じ講演を聴いても受け止め方にこういう違いがあった、何をよしとして何が不足だと思ったかということまで本来は分析していったって、次のよい講演へ結びつけていくというようなことをきっかけにする重要な概念になっていると思います。

「最初の 100 か月」の問題は、後ほど補足させていただきます。

では、この辺で、今のご質問の答えも踏まえて先に進ませていただいて、また最後に質疑応答の時間を取ってまとめたいと思いますので、後半に入りますね。

6 【こども政策と教育政策の連携】の必要性

それでは、6 番目の項目です。

「こども政策と教育政策の連携」の必要性という、まさに先ほど冒頭ご質問いただいたことについて、私のほうでも資料をまとめさせていただいています。

地方教育行政の充実に向けて

実は、文部科学省で「令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議」が 2022 年から設置されまして、2023 年の 7 月 19 日にその取りまとめが発表されまし

た。

問題意識は、教育を取り巻く社会状況の変化、特に外国人児童生徒や不登校児童生徒の増加等で多様化が進む。しかも、いわゆるタブレットを活用するGIGAスクールが定着している中で、教育DXをはじめとする学校現場における課題の多様化・複雑化がある中、「令和の日本型学校教育」のキーワードは「個別最適な学び」と「協働的な学び」なのです。

つまり、一人ひとりの能力や習熟度に応じた学びの保障とともに、他者と協働していく学びの保障の両方が挙げられています。それをどのように実際の地域の教育現場で実現していくかということで、各学校における「令和の日本型学校教育」を実現するためには、各学校を所管する管理運営機関として教育委員会が単に積極的な支援を行うだけではなくて、教育委員会そのものを機能強化しないといけないのではないかと。教育委員会がきちんと権限と責任を果たすような取組にしなければいけないということです。

しかも、『地方教育行政法』が平成26年に改正されて、「総合教育会議」が首長の招集で開かれるにもかかわらず、これが年に1回ぐらいしか開かれていないとか、あるいは教育は教育委員会に任せだと言って、首長が形式的な対応になってしまっている事例もないわけではないのです。

大事なのは「首長と教育委員会の連携・協働」を通じて、いじめや不登校対応だけではなくて、学校教育全体の教育の質の向上、教職員の確保、そうしたこともしていかななくてはならないというようなことを検討いたしました。

教育長と首長との連携

そこで、例えば、連携の例として埼玉県戸田市では、「いじめ重大事態の対応訓練」を首長部局と議会が教育委員会と連携して行ったという事例があります。総合教育会議でも、単に首長と教育委員だけが対話するのではなくて、そのテーマに応じた有識者を招いて新しい知識や情報を受けながら取り組む例であるとか、あるいは専門家の配置を意識的に行って教育委員会の調査・研究能力を高めていく事例もあります。ただ単に国や県から届く、例えば、東京都なら東京都の教育長から届く内容だけで区の教育委員会が動くのではなくて、主体的に取り組んでいくということです。

積極的な事例として、神奈川県鎌倉市は外部資金をクラウドファンディング等で公募して、その資金を使って教育委員会が多様な事業を行う事例があります。ふるさと納税を活用しているところも少なからずあるのですが、外部資金を集めて教育委員会として独自のサービスの強化を図っている事例があります。

長野県塩尻市などの場合には、塩尻市にとどまらずほかの付近の町と一緒に広域連携体制で教育

委員会の事務を行うことによって、効率化を図ったり職員の負担を減らしたりというような事例があります。

地方教育行政の具現化のイメージ

ここで、この図が象徴しているのですが、教育委員会会議はもちろんあるのですが、総合教育会議というのは首長と問題意識を共有し、十分に協議・調整を尽くした上で教育に関する大綱を策定するというわけですから、いじめのときだけ首長が参加するということではなくて、日常的な学校教育、生涯学習、社会教育、そうした取組みについても首長部局でも関わる。例えばこどもの問題であれば、いじめや不登校の原因の中にこどものいじめの被害者・加害者問わず疾病が隠れていたり、保護者の就労の困難があったり、保護者の精神障害や疾病が隠れていたりするわけで、こどもの兆しからその家族や学級の課題をしっかりと見ていく必要があるときに、教育委員会だけではなくて、首長部局の福祉の部門とか、あるいは障害者支援の部門であるとかが連携しないと解決できないものがあるということです。

したがって、首長部局と教育委員会がぜひもっと積極的に連携をしましょうということが問われました。それは質問者が先ほど言われたように、「教育委員会とうまくいかなかったのではないのですか」というご質問の背景にあるのですね。三鷹市の場合はそんなことはなかったのですが、一般的には教育委員会は伏魔殿である、首長があまり手を出さないほうがいいと遠慮している自治体がないわけではありません。でも、地方教育行政の法律が変わりまして、総合教育会議が置かれたということはしっかりとした連携が最前提なのです。こども政策というのはまさに最前線として首長部局と教育委員会の連携が、問われるということになります。

地域と学校の連携・協働の必要性

そこで、さらに地域と学校の連携・協働が必要になってきますので、地域における教育力の低下や学校を取り巻く問題の複雑化、学習指導要領の理念の「社会に開かれた教育課程」を実施するために、地域と学校が一体となって進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が改めて注目されるわけです。

これは、教育委員会だけで進みません。地域の住民の皆様が関わる以上は、首長部局がしっかりと関わっていくということが必要です。「コミュニティ・スクール」については、教育や文教関係の議員さんには釈迦に説法で恐縮ですが、学校運営協議会で学校運営の基本方針や、あるいは教職員の任用についてもきちんと意見が言えるという制度になっています。

だからこそ、校長の独断ではなくて、地域住民、教職員、専門家がきちんとした学校運営を支援していくということになります。しかも、地域の学校協働活動は、様々な、保護者だけではなくて地域住民、PTA、子ども会、民生委員・児童委員、人権擁護委員などが連携しながら、地域の子どもたちの活動を学校教育プラスアルファで支えていく仕組みです。

令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

令和5年度の調査によるとこういう結果ですが、皆様はお手元の資料を見ていただきますと、東京都では、まだ平均以下の「コミュニティ・スクール」の導入率でございますが、「地域学校協働本部」については平均的な水準まで行っています。ただ、「コミュニティ・スクール」となっているかは別ものです。

さて区についてはどうでしょうか。皆さんの区はどうですか。多摩のほうで100%のところがありますが、区のところはいろいろまだ多様ですね。

これは「コミュニティ・スクール」導入率3か年ということで、多摩地域の市町村は比較的導入しているのですが、区部はこれからのところがあるかもしれません。ご研究いただければありがたいと思います。

7 【東京都のこども政策】の特徴

東京都こども基本条例

それでは、次に東京都のこども政策についてその特徴をお話ししたいと思います。

『東京都こども基本条例』でございますが、2021年に議員提出により、都議会本会議にて全会一致で成立し、2021年4月1日に施行されました。制定されて普及啓発をしまして、2024年度以降は条例の理念をさらに展開するとされています。東京都は国の『こども基本法』より早く、『東京都こども基本条例』を制定し、こども家庭庁が2023年にできる前に「子供政策連携室」というのを福祉局とは別に設置しているのですね。国よりも一歩早く横連携のこども政策を進めています。

この内容についてはどうぞ資料をご確認ください。

こども未来会議

特に、専門家による「こども未来会議」というのを進めておりまして、座長に東京大学名誉教授・学習院大学教授の秋田喜代美さんがいらっしゃるのですけれども、こども家庭庁の「こども家庭審議会」の座長も秋田先生です。このように「こども未来会議」は「子供政策連携室」やその他の各

局と連携しながら、「こども未来会議」について取り組んでいるということになります。

チルドレンファーストの社会の実現に向けて

コンセプトは「チルドレンファーストの社会の実現に向けて」とあります。こども家庭庁は「こどもまんなか」と日本語で言っておりますが、東京都は「チルドレンファースト」、英語になっておりますね。

政策展開はあくまでも「こども目線」で、都政の政策全般を捉え直す。多様な主体と協働・連携を深め、社会全体でこどもへのサポートを深めていく。本部長は知事です。副本部長が副知事と教育長で、本部員は子供政策連携室長をはじめ全局長で、都政の政策全般を「こども目線」で捉え直すということです。

今日、午前中も小池都知事とお目にかかるチャンスがあったのですが、小池都知事に私が「いつもこども中心の施策の推進をありがとうございます」と言ったところ、「今は、これをやるっきゃないのよ、清原さん。とにかく、こどもが大事です」というふうに強くおっしゃってまして、まさに本部長として子供政策総合推進本部を設置し、こどものことを一生懸命進めれば、ほかの分野にも必ず推進力をもたらすとお考えであると受け止めました。

特に、またちょっと片仮名が多くて恐縮でございますが、未来の目標から戻って、「バックキャスト」、何をするか、つまり未来の目標を遠くに置くのではなくて、未来に目標を置きつつ今何をすべきかを明確にする。「アジャイル」というのは本当に機動的にフレキシブルに柔軟に行っていく、固定的に考えないということです。

東京都の中で特に、『こども未来アクション』はこどもとの対話を通じて作成したということです。『都政新報』紙をご覧になっていらっしゃる方がもしいらしたら、最近のニュースで東京都の小中高生が都知事に政策提案を実施したという記事が載っていましたが、まさに政策についてこどもから直接提案を受けるといふ、このような仕組みをつくっています。

『東京都こども未来アクション 2024』の特徴

それを『東京都こども未来アクション 2024』にまとめていまして、目次トップは、「子供の生の声と施策への反映」、そして「チルドレンファーストの社会の実現に向けて」です。普通、理念である「目指す東京の姿」のほうが先に来ませんか。なのに、何よりも「子供の生の声と施策への反映」が最初に来ているのですよ。これが東京都のこども政策の特徴です。

繰り返して言います。東京都は東京都で広域自治体としてこの取組をされますが、こども政策の

最前線は市区町村なので、市区町村で行われることが大事です。

こどもの実態、声や思いをこども政策に反映

そこで、実は東京都はまさにリーディングプロジェクトとして、いろいろな取組についてこどもの生の声を聞いてこのような取組をつくっていくのですが、特にこどもの実態、声や思いをこども政策に反映するという事で1万8,000人のこどもの意見を集めて、それを政策へ生かしていくことを行っています。

こどもの実態、声や思いをこども政策に反映する一つの例としてヒアリングもしますし、都庁モニター、出前授業、SNSを活用したアンケート、ワークショップなどをして、例えば、去年の5月から6月にかけては、こどもの幸福感や自己肯定感、居場所などについて調査しています。

先ほどウェルビーイングのご質問された方、東京都でもこのようにこどもの幸福感や自己肯定感、居場所などについて昨年の5月に調査しています。これもホームページに載っていますからお調べいただければありがたいと思います。加えて、アンケートもしています。

東京都はおととしから去年・今年にかけて、とにかくこどもの参画に力を入れています。18歳から選挙権がありますよね。ですから、小学生、中学生、高校生、特に中学生、高校生が自治体を身近に感じたら、投票率も確保できると思います。衆議院選挙の投票率が下がったと言われていますが、たとえば、三鷹市長や三鷹市議会議員の投票率よりは高いのですよね。なぜ自治体の投票率が国より低いのかと、一番身近な選挙のはずなのと思うのですが。皆様のところは大丈夫ですか。衆議院議員選挙よりも投票率が高いですか。高くしましょう。そのためにも、小学生、中学生、高校生と自治体行政や議会が会合しておくというのはとても大事だと思います。

不安なことやつらいことを相談窓口で相談すること、こどもの居場所についてもヒアリングをされていて、悩みの相談、スクールカウンセラーについての意見も聴いています。こういうスクールカウンセラーについては何でも話せるし相談できる場所、予約が1か月先くらいまで取れない、毎日来てほしいというような声が届いていたりします。そうなのですよね、これが「ウェルビーイング」に関係しますよね。量からいったらスクールカウンセラーが何人いますということが着目されますが、それが本当に有効に働いているかと言ったら、こどもたちは待ち時間が長くて、そのうちに「何を相談するのだっけ」と忘れてしまうようなことだったら意味ないですよね。

そして、このように英語を用いたコミュニケーション、将来の仕事などについても聞いています。

これは先ほど紹介した『こども未来アクション』にいろいろな情報が載っていますから、これはホームページで簡単に見られますので、皆様、情報を集めてください。

こどもの笑顔につながる区市町村の取組に対する都の支援

私が注目したのは、子供政策連携室が組織横断の推進チームによる「リーディングプロジェクト」で区市町村の連携を進めている中に、「乳幼児期の子育て」というのがあるのです。先ほどの「最初の100か月問題」です。東京都でプログラムの全域展開に向けて、保育園等の取組を財政的に後押しするような「とうきょうすくすくプログラム」で、実践としての自然活動とか森歩きとか泥とか砂遊びが行われており、これが先ほどおっしゃった喜怒哀楽とか情緒の醸成に関係します。

やはり、自然に触れる、森に触れる、あるいは植物に触れる、動物に触れる、あるいはさらに小さな赤ちゃんに出会うとか、そういうことによって人が心を動かされますよね。そのことを、東京都は楽器や絵本に関する活動も含めて応援しているということがこれで分かります。

そして、特に乳幼児期の子育てについては、子育て家庭の多様なニーズに寄り添いながら、就労等の有無にかかわらず定期的に預かる取組を拡充ということで。これは実はこども家庭庁では「こども誰でも通園制度」という新しい制度として提案している6か月児から2歳児までの取組を、東京都も応援しているということになります。

子育てのつながりとして、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」もしています。このことが大事で、切れ目があると本当に孤立してしまうのですよね。この時期には、乳児の虐待であるとか、看護が十分にできなくて病気になるとか、事故に遭うとかということが起こっていて、実は6か月までの死亡率が高いのが本当に東京においても課題になっているわけです。

子供の遊び場等整備に対する都の支援

そこで、例えば、令和5年度の「子供の遊び場等整備事業補助金」というのがあって、プレイパークや地域資源を活用した遊び場など、「子供の遊び場」の創出に資する事業、特に屋外だけではなくて屋内施設でもいいのです。学ぶ居場所、相談場所、またはインクルーシブの場、つまり障害者・健常者が一緒に過ごす場所に着目するということです。特に、こどもに意見を聞いて遊び場等の整備内容に意見を反映させることを昨年度から条件にしているのです。

支援の実例

例えば、世田谷区の「砧地域外遊び拠点事業」は、プレイパークで学び、居場所・相談場所もインクルーシブなのですね。こういう取組に支援をしています。

次に、墨田区の事例です。墨田区も東京都と連携して、ボール遊び場、スケートボードパークというユニークな事業をしています。スケートボードはオリンピックでも注目されました。そして、

インクルーシブ遊具などを整備するということです。中学生や高校生は楽器の演奏をしたいとか、スケートボードをしたいとかと希望しますが、東京は便利なのでいてそういう遊びをすると、すぐうるさいとか、危ないとか、ここは公共空間であると言われてやる場所がないのだという苦情などを踏まえての取組ですね。

そして、目黒区においては「子どもの居場所と学びの場となる公園整備」の事例があります。目黒区の方はいらっしゃいますか。これも、注目されていますよ。なぜなら、実は市区町村で応募して全部が採択されているわけではありません。ですから、採択されたというところはそれなりの選考経過を経たということで、議会でも応援していただけるとありがたいと思います。

8 【こども家庭庁】の来年度予算概算要求～いくつかの事例～

それでは、8番目にこども家庭庁の来年度予算の概算要求から、いくつかの事例を紹介いたします。先ほどご質問をいただいた「こどもの100か月」の問題に関係することも紹介したいと思います。

こども・子育て政策の課題

こども・子育て政策の課題としては、「若い世代が結婚・子育ての将来展望を抱けない」ことが指摘されます。「未婚化・晩婚化」の進行が少子化の大きな要因の一つです。フランスのように結婚する・しないによって出産が影響されないわけではなくて、日本の場合は結婚してから出産するという順番を踏むということが多いので、どうしても「未婚化・晩婚化」が少子化の要因になっています。特に、若い世代の所得の持続的な向上につながらないといけないという点が重要です。

次に、「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある」ということです。

3番目に、「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する」ということです。この不公平感は本当に払拭したいですね。恐らく、基礎自治体である区政の中で皆さんが本当に苦慮されているのは、区民の皆さんがどういう状況にあっても同じようにその地域で安全・安心に過ごせるという公正・公平な取組がなされているかということだと思うのですね。

こども・子育て政策の強化

次に、こども・子育て政策の強化として、1つには「若い世代の所得を増やす」ことです。

2つには「社会全体の構造・意識を変える」。

3番目に、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」です。

こういう方針から、例えば、『こども未来加速化プラン』ということで、「児童手当の抜本的拡充」があります。2024 年 12 月からスタートしますので、前倒しで児童手当の拡充があります。特に、所得制限の撤廃と高校生年代までの支給期間の延長と第 3 子以降の支給額増額が内容です。

自治体の皆さんにとっては、一度所得制限を戻したのにまた撤廃になったので、実は事務は大変です。公務員経験者の方が、もしいらしたら共感されると思うのですけれども、区の職員を励ましてあげてください。特に、DX 担当、あるいはこどもの児童手当担当を、励ましてあげてください。これは喜ばれる政策なのですけれども、本当に適切に給付するには、今、本当に担当者は頑張っております。皆様の励ましが力になります。私が成り代わってお願いします。

「妊婦のための支援給付」として、「妊娠・出産時の 10 万円相当の給付金の制度化」があります。これは「伴走型こども・子育て支援」とセットでございます。お金を出すだけでは駄目なのですね。住民は具体的な支援を必要としています。お金だけではないのです。

そして、「こども誰でも通園制度」というのは、先ほど申し上げました「6 か月から 3 歳までの未就園児」が親の就労の有無なく保育のサービスを受けることができるという制度でございます。

それから、「出生後休業支援給付」ですね。

こども・若者意見反映サポート事業

そして、何よりも先ほど申し上げました、「こども・若者の意見の反映」が国でも地方公共団体でも責務でございます。特に、こどもの政策を進めるときには責務でございますので、ぜひ皆さん、認識してください。特にこれは大田区の事例をご紹介しました。

「こども・若者意見反映サポート事業」に、令和 5 年、大田区が応募されて、児童館を活用したこどもの居場所づくり、地域の子育て環境の充実などの検討で、ファシリテーター 8 人とこども家庭庁職員 6 人で取組みました。ほかの道府県も採択されているのですが、東京都の区部ではたまたま大田区のみ採択されていたのでご紹介しました。

地域少子化対策重点推進交付金

次に、「地域少子化対策重点推進交付金」です。これは、「ライフデザイン・結婚支援重点推進事業」、「結婚支援コンシェルジュ事業」、そして「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業」が内容です。

特に、今、兄弟数が減っているのです。昔ならば、先ほど 5 人きょうだいの方いらっしゃいましたが、もし上の立場であれば弟さん、妹さんのおむつを替えたりミルクをあげたりした経験をお持ち

かもしれないけれども、今、本当にこどもの数が減っているのです、おむつを替えたことがない、昔のような布おむつではないから紙おむつなどでさらっとできるのですけれども、それすら替えたことがないとか、ミルクで授乳したことがないとか、沐浴したことがないとか、そうであれば保育園や幼稚園の園児対象に赤ちゃんとの出会いの機会をつくるような事業にも補助がつくということです。このような、本当に少子化対策を象徴するような事業があります。

あるいは、「結婚支援コンシェルジュ」事業です。「おせっかいな」と言ってはいけません。おせっかいはネガティブな表現に受け止められるかもしれませんが、やはり縁結びの人が減っている。いわゆる「婚活アプリ」というのも悪いだけではないのですよ。犯罪になるのではないかとおそれを持つ高年齢の方が少なからずいらっしゃるのですが、今、基準として、この組織はきちんとした本人確認をして取り組んでいるというようなところを、業界が安全・安心な団体であるということと認定するというような取組もやっておりまして、国としても今までも結婚支援について取り組む都道府県を支援していたわけですが、さらにそうした取組や「婚活アプリ」を利用する自治体についても支援していこうというふうに方向性が変わってまいりました。

『新子育て安心プラン実施計画』

次に、『新子育て安心プラン実施計画』ということで、特に先ほど 100 か月の話もありましたけれども、就学前教育・保育施設整備交付金、安心こども基金という事業がありますけれども、就学前の教育であるとか、保育であるとかが注目されたのが、この「生後 100 か月のこどもの育ち」が大事だという調査・研究に基づくこども家庭庁の取組の大きな変化ですね。今までは、保育園入園後の待機児解消というのが重要な取組でしたが、未就学・未就園のこどもも含めて、保育についてはこれだけたくさんの財政支援の見直しが行われていますので、注目していただければと思います。

「こども誰でも通園制度」

そして、先ほどご紹介した「こども誰でも通園制度」については、全てのこどもの育ちを応援するという意味で保護者が就労している・していないにかかわらず、こどもたちが保育の利用経験をするということでございます。実施主体は市町村です。そして、市町村が認めたものへの委託等は可能で、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象として行うものです。これは試行自治体が一昨年から取組を始めておりまして、一定の成果が上がっており、法律改正が行われて、今後は全国展開するということで予算がついているものです。

「妊婦のための支援給付交付金」

次に、「妊婦のための支援給付交付金」ですが、先ほど紹介しました妊娠届を出したときと出産届を出したとき、しっかりと助産師や看護師の相談を踏まえつつ、給付金としても合計 10 万円を給付するということになっています。今までは、クーポン券での支給が原則でしたが、今は法律の議論の中で、第一義的には現金で、クーポン等も条件を満たせば可能であるというふうになっています。この補助金については、ここにありますように妊婦のための支援給付については、一定の公金受取口座をつくって受けていただきます。面談というのが重要なことなので、お金を渡すだけではなくて、面談をして妊婦・産婦に寄り添うということが重要です。

ところが、東京においても人材不足は否めません。全国展開になりますので、人材の奪い合いになることが心配されています。お隣の区と競合したり、お隣の県と競合したりすることがありますので、人材育成についてもしっかりと進めていくということを提案しているところです。

「産後ケア事業」

さらに、「産後ケア事業」です。出産後とりわけ4か月ぐらまで、産婦は大変に不安定な状況になることがあります。こどものケアも重要ですが、出産後の母親をいかに支援するかということで産後ケアについての取組が強化されてまいります。

現在、世田谷区にあります国立成育医療研究センターで、世田谷区のこども担当の職員の方も加わって、日本医師会や小児科医会や看護師会や助産師会が連携をして、産後ケアの連絡協議会の活動を開始しています。全国のナショナルセンターとして、世田谷区にある国立成育医療研究センターを事務局としながら連携していますが、これは東京都だけではなくて全国で「産後ケア事業」を充実していこうということになっています。

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業

さらには、1か月児に加えて5歳児の健康診査というのも法定化されてきます。

6歳の就学前の健康診断があります。近年、発達障害についての研究者から、就学前の検診では時期的に発見が遅いという研究成果がありまして、国のほうでも専門家と一緒に研究をした結果、「5歳児健診」というのが心身のこどもの成長を把握するのに極めて重要であるということで、「1か月児健診」の実施・充実と「5歳児健診」の実施・充実を新規で始めることになっておりますので、ご注目をいただければと思います。

特に、発達障害等の早期発見・早期療育のための仕組みの充実です。したがって健診をすることが終わりではないですよ。大事なのは健診をして発見した症状について、いかに対応するネットワークをつくっておくかということです。

こどもの居場所づくり支援体制強化事業

次に、こどもの居場所づくり支援体制強化事業を紹介します。

先ほど、こどもの居場所の指針というのが昨年の12月22日に閣議決定されたと言いましたが、閣議決定をして終わりではないですよ。閣議決定されて、こどもの居場所づくりが大切だと方針が示されたわけですから、それを支援していこうということです。

こどもの居場所づくりの中で、特に今注目をされているのがこども食堂ですね。こども食堂というのは、今、【認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ】のAC広告の中で、「こども食堂は多世代食堂（あなた食堂）」がキャッチフレーズになっているように、こども食堂はこどもだけがいる食堂ではないですね。それを支援したり居場所とする高齢者がいるということでもあります。

こどもの居場所づくりコーディネーターの配置等支援やNPOと連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）。ぜひ、区においては、NPOの皆さんが自主的にいろいろな活動をされているものを区との連携を強化して、それにこども家庭庁の補助金を獲得して持続可能なものにしていくと、こういうことに意を用いていただければと思います。

虐待防止対策関係

特に、虐待についてはとにかく発見したときには既に遅く、こどもたちが心身共に大変傷ついているという例があります。その意味では、「こども家庭センター」の設置促進が待たれますし、「児童相談所」の体制強化も重要です。

今、「児童相談所」を区で設立した、あるいはしようとしている区はどれぐらいありますか。この場合も、関係者の皆さんは異口同音に人材が重要であると言われます。ただ職員の人数がいればいいわけではない。実は、特別区長会会長の吉住新宿区長さんが先頃こども家庭庁の渡辺長官を訪ねられまして、区部では児童相談所を区で、直営でやるところが増えているけれども、人材育成については格別の国の支援が必要というご要請をされました。

やはり、どんな施設も建物を造って終わりではないですよ。人が運営するわけですから、その問題を特別区長会会長も重視しておりますので、ぜひ区議会の皆様にもご注目をいただければと思

います。

そして、「ヤングケアラー対策」というのも、先頃から重要な課題になっております。

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業

さらに、新たな課題として、こども家庭庁は「不登校」への対応にも乗り出します。「不登校」というのは学校に行かないということですから、教育委員会あるいは文部科学省の所管のものかというところではないのではないかという政府の認識が、こども家庭庁の事業として「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」を提案することになりました。

小・中学校の不登校のこどもが過去最多になって、学校内外で相談等を受けていない状況が顕在化しているということで、これこそ自治体では首長部局の出番なのです。学校の問題だから教育委員会だというだけでは、逆に相談しにくいこともあります。

学校に今行かないことが悪いことかどうかということも問題提起されているわけです。1980年代まで「登校拒否」という言葉があったのをご存じですか。それが1980年代にニュートラルに「不登校」となったのですよ。でも、相変わらず「不登校」というのは文部科学省の調査では「問題行動調査」の中に入っているのです。でも、本当にそうなのかというのが社会の中で問われており、ニュートラルにこども家庭庁としても不登校の問題について都道府県、市区町村の首長部局の取組や地域住民を主体に、不登校のこどもたちのための支援を実施していくということになっています。

こどもの性暴力防止

最後に、最新の情報で「こどもの性暴力防止法」が6月19日に参議院・衆議院で満場一致で可決されました。これは、いわゆる「日本版DBS法」です。

「こどもの性暴力防止法」というのは、ここにありますように、法律上認可の対象となっている施設は義務です。例えば、保育園、幼稚園、学校ですね。その教員・保育士は犯罪歴について性犯罪歴がないことが証明される必要があります。

具体的な性犯罪歴の確認手順は、事業者がこども家庭庁に申請し、その際に業務に就く予定の人が戸籍情報などの必要書類を提出するなど、本人も関わることになります。照会した結果、対象の性犯罪歴がなければ、犯罪事実確認書がそのまま事業者に交付される。犯罪歴があった場合は、まず本人に事前に通知し、2週間以内であれば、訂正を請求できるほか、結果を受けて本人が内定を辞退すれば、事業者には犯罪歴が通知されることなく申請が却下される。

そして、実は、学童保育所とかあるいは塾とかはこの義務対象ではないのです。そこで、認可の

対象ですので、おそらく学習塾は日本版DBS法の認可を受けて教育担当者には犯罪歴者はいませんということを公表するようになると思われます。それは利用者の安心の確保のために。ですから、事業者が申請することになります。そして、公立学校の場合は、公立学校を所管するところがこの申請をしていくということになります。子どもに対する性犯罪・性暴力が増加傾向にある中、この法律についてはぜひ、区議会の皆様にもご関心を持っていただければと思います。

9 【こどもまんなかまちづくり】と議会への期待

それでは、最後のまとめに入ります。「こどもまんなかまちづくりと議会への期待」についてです。

「こどもまんなかまちづくり」とは、こども家庭庁の基本姿勢である①こどもの視点、子育て当事者の視点、②地方自治体との連携強化、③NPOをはじめとする市民社会との対話・連携・協働を踏まえつつ、こどもの最善の利益の保障、ウェルビーイングの実現を理念とする「こども基本法」に基づき、特にこどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映しつつ、国、自治体、家庭、学校、地域関係団体、企業、NPO等多様な主体による連携・協働によって推進されるものです。

首長と議会の【二元代表制】による自治体における協働の意義は重要です。そこで、「民学産公官の協働」による「こどもまんなかまちづくり」の実現には、【二元代表制】における首長部局と議会、こども若者を含む住民との目標の共有と、地域の実情に適合的な創意工夫による取組が不可欠です。

何よりも【二元代表制】の一翼である区議会議員の皆様におかれましては、議長・副議長を中心に各委員会の皆様の調査・研究や実践を踏まえて、これからぜひ皆様の誇りを持って、「こどもまんなかまちづくり」をつくり上げていただければと思います。

ご清聴どうもありがとうございます。

それでは、残りの時間、後半の質疑応答あるいは意見表明、感想など言っていただければと思いますがいかがですか。

〔質疑応答（後半）〕

【質問者3】

意見表明について、この意見表明においてはその意見をつくるのをサポートし、言えるなら言える、言えない場合でも言ってあげるというアドボケイト、意見表明等を支援する人が大事だと考えております。

それに関しては児童一時保護のほうで、一時保護所の子どもたちには意見表明等支援員を養成し

ようと東京都もそれに取り組んでおりますけれども、それだけではなく不登校のこどもの意見等も聞いていかなければならないと思うし、今、虐待とかというところもそうですが、そのアドボケイトの養成に関して、今日もそれが出てくるかなと思って読んだのですけれどもあまり出てきていない状況ですが、大事なはそのようなこどもの意見を聞く人の養成だと思われます。

その辺りはいかがな状況でしょうか。

【清原氏】

先ほど、大田区さんが区としては一つの事例がありますと紹介しました。

こども家庭庁でもそういう支援をしております、「こどもの意見反映サポート事業」というところでありますように、国は地方公共団体が意見の反映、意見聴取の場、意見反映の検討などを行うことについて支援する枠組みというのを持っています。ファシリテーターを派遣することもありますし、ファシリテーターを養成していきます。先ほどアドボケイトという言葉を使われましたが、意見を言ってくださいと言ってすぐ言えるようなこどもたちばかりではないですね。大人もそうですけれども。そのときに、そういう言いやすい環境をつくり出していく、あるいは1対1で聞くこともいいわけですね。多数の人の中で意見表明する必要はなくて、ヒアリングという形で一人ひとりのこどもたちの意見を聞く上で、聞く人の養成についても支援をしていくということになっています。そうでないと、おっしゃるとおり、絵に描いた餅です。法律に定められているのに、意見を聞き出すというのはそんな容易なことではないので、とても大事なご指摘を、どうもありがとうございました。

【質問者3】

ファシリテイトも、それはそれで違うと思うのですよ。あくまでも、こどもの立場に立つという人が、やはり養成が必要だと思うのです。

【清原氏】

はい。その通りです。ご指摘、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ご感想でも結構ですが。

【質問者4】

ありがとうございました。

こどもの取組はここに来ている方、みんな関心もあるし、非常に大切な取組だと思ってここに来ていると思うのです。

でも、まだ議会の中では、こどものことは聖域なのかという言い方をする方もいらっしゃるし、やはりこの課題の重要性の浸透というところをもっともっと広げていかないといけないなと

思っているのです。

そういうところについて、もしこういうふうにしていくとさらによくなるのではないかなというのがおありでしたら、教えていただけたらと思います。

【清原氏】

ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、今日このテーマで来ていただいている方は、「こどもまんなかまちづくり」について重要だと思って来ていただいていると思うのですが、もっとほかに重要な課題があると思っていられっしゃる方もいて当然でございます。

私は、一番大事なのは、実際にこどもに出会っていただくということだと思うのですね。こどもと出会って、こどもの声を直接聞くような場を、心ある議員さんにつくっていただいて、あまり関心のない人にこどもたちはこんなふうを考えているのだ、こどもたちはこういうふうの問題意識を持っているのだ、もっと言えば、こどもたちもまちづくりに、区政に、こどもとして関わりたいと思っているのだ、学校においても地域のいろいろな事業においても、ということに気づき、目の当たりにしていただくというのが、一番、私などが何百回お話しするよりも意義があると思うのですね。

私、実は、地元の公立小学校で絵本の読み聞かせのボランティアをさせていただいているのですね。読み聞かせはボランティアとして通わせていただいているのですが、毎回こどもたちの反応とか、こどもたちの感想から教えられることが多くて、だからやめられなくて行っているのです。「自分が読み聞かせをしてやっている」などという気持ちが少しでもあったら、こどもはすぐ見抜きますよね。

だから、「謙虚さ」をまず身につけなくてはいけないし、読み聞かせのために予め本をちゃんと読んで準備して行かないといけない。だから、2か月に一度とかそんな回数ですが、やはり、こどもたちに会えば目が覚めます。「こどもまんなか」というのはお念仏ではないのです。やはり、こどもという存在そのものの意義、自分のこどもでもない、孫でもなくても、他者のこども、地域のこどもであっても、やはり生きている存在なのだという受け止めが不可欠です。

ですから、やはりこどもたちに実際に会うこと、そしてその意見を聞くこと、先ほど言ってくさったように弱い立場の不登校のこどもたちの意見はなかなか聞くことはできなくて、問題だと言っているだけかもしれないけれども、一度でも不登校のこどもたちに寄り添う経験をしたら、軽々に不登校が悪いとか、改善しなければいけないという言葉は容易には使えなくなりますよね。人間としての尊厳の問題ですから。そこで、やはり実際に会うというか、そういう機会をつくるのはな

かなかな難しいですか。どうですか。

こうして、今日も、講師である私が皆様に近づいてくると全然感覚が違うでしょう？こうした取り組みは大変だと思うのですけれども、例えば、こどもたちだけで熟議をしているところを見学するだけでもいいのですよね。見させていただく、あるいは許されれば学校公開のときに、こどもたちが授業を受けている姿を、保護者でなくても、見させていただいて、こどもたちが今どんな授業でどんな反応をしているのか、どんな考え方をしているのかとかを知ることが有意義です。ですから、オンラインの時代ではございますが、こどもたちと直接的に会う工夫をしていただけるとありがたいです。ぜひぜひよろしくお願いします。

【質問者5】

ずっとずっとこどもの問題は課題と思っていて、こどもまんなか、こども家庭庁の設立、本当に期待をしているところです。これまで、子育て支援を取り組んできたけれども、子育ての主体は親、保護者だったりする。それにこども・子育て、だから子育て・子育てであるという視点が入ったということはとても期待をしているのですけれども、そうするとやはり教育のことが大きくあります。

こんなに不登校が多くなっているということは教育の在り方ということがとても課題なのですけれども、こども家庭庁と教育の感じの関係とかどうなっているのか。教員の少なさもあるのですけれども、もう一つ、教育委員会の指導主事の数を増やすということがすごく大事なのではないかなと思っているのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

【清原氏】

ありがとうございます。

実は、こども家庭庁というのは先ほども言いましたように内閣府に新しくできた役所です。職員には主として内閣府、そして厚労省のこども政策を担当していた人がまずは去年入りました。それに文部科学省の職員も結構いるのです。実は今、長官官房の審議官は文科省から来ている人が幹部として務めていますし、私がよく一緒に仕事をしている成育局の成育環境の課長さんの中にも文科省から来ている人がいます。また私の参与席の真ん前にいる自治体こども計画の担当職員も実は文科省から来ていますし、支援局のいじめ担当企画官も文科省から来ています。

私は「文科省いじめ防止対策協議会」の委員も昨年度から拝命しているのですけれども、その担当者がまさに文科省から来ていて、文科省初等中等教育局の児童生徒課とこども家庭庁支援局の総務課のいじめ担当が連携をしながら、2024年8月に「いじめ重大事態に関するガイドライン（改訂版）」を私たち委員と一緒に作ったのです。

ですから、当初、なぜこどもを対象としている文科省のとりわけ幼児教育とか、初等教育の部門

がこども家庭庁として一緒にならないのかということは、国会でも議論されたのですが、両省庁の「連携」は結構頻繁で、「こども政策に関する国と地方の協議の場」でも、こども家庭庁の担当大臣、副大臣、政務官、長官はじめ担当者だけではなくて、文科省の副大臣以下担当者も参加しています。国民から見て、教育とこども政策が不可分であるという期待に対して、いかに今の組織の中で実行しようかということを念頭に置いて取り組んでいます。

というわけで、市長時代から中央教育審議会の委員をさせていただいている私がこども家庭庁の参与をさせていただいているのも、教育とこども政策の連携を重視している一つの現れなのかなと思って、謙虚に受け止めています。

【質問者6】

2点、概算要求の数字が出てきたところのお話でお伺いしたいのですが、1点目が5歳児の健康診査。発達の課題があるお子さんたちのところでは、昔からこの必要があるということと言われていて、今回これがメニュー化されたことによって取り組むところも出てくるかと思うのですが、一方で、先ほど先生もおっしゃったように、これは受け止める側の療育の施設がないと、やはり健診をやったとしても分かっただけで終わってしまうということがあるかなと思うのですが、この辺りは療育施設を増やしていくということについての所管は厚労省になられるのでしょうか。また、この療育施設を増やしていくこともセットで、何かしら補助が出ていくとか、推進していくというような方向で規定があるのかどうかをお聞きしたいというのが1点と。

もう1点が、こどもの居場所づくりの支援体制強化事業というものと地域における不登校のお子さんへの切れ目のない支援事業ということで、この切れ目のない支援事業のイメージがなかなかつかめないのですが、例えば相談機能であるとか、もともと居場所づくりをやっているところの方が、この事業を何かしらの形で請け負って事業化して広げていくというようなことでも両方使えるようなものになるのかどうかというところを教えてください。

【清原氏】

今、ご質問の2番目の不登校の支援については、本当に今度、全くの新規で始めるもので、担当者もまだどのような枠組みが自治体のニーズにかなうかというのを自治体からヒアリングしている段階です。具体的な枠組み・柱については、今まさに言っていたような意見をお聞きしながら構築していくのですが、その中に、「こどもの居場所づくり」、あるいは「ひろば事業」とか、若者支援の取組をしているNPO法人とか、そういう関係団体と自治体が連携をしていくということも重要な方向性であるというふうに認識しているようです。

1点目の「5歳児健診」で必要なことについては、障害児の対応についての施設の取組というの

を当初から進めております。問題は枠組みがあって各自治体に置くこととされているのですが、なかなか小規模自治体だとそれができないということがあります。区部だったらまだ実現可能性は高いのですが、ほかの小規模自治体の場合には都道府県の支援を受けて「5歳児健診」のフォローアップをするような枠組みも含めて、全部を地区内で行うだけではなくて広域連携の視点で実施していくということにもなると思います。

また、今まで取り組んできている障害児支援の取組を補強していただきながら、早期発見・早期療育の可能性を追及していただくところに支援していくということになると思います。

それでは、これで私のお話を終了とさせていただきます。

皆様、これから年末年始いろいろな取組が来年度に向けて深まると思いますので、どうぞご自愛いただきましてご活躍をよろしくお願いいたします。

ご清聴どうもありがとうございました。